

# 緊急通報システム利用誓約書

- 1 利用者は、住民登録の状況、介護認定審査会での判定結果等について、町が調査すること及び関係機関等に照会することに同意します。また、利用が決定した際に記入された個人情報等について、受託者に情報提供をすることを承諾します。
- 2 利用者は、緊急通報装置は緊急に援助を要するときに使用し、緊急通報を発した場合は、救護の要請であり、近隣協力者、関係機関等の住宅内立入りを認めます。また、住宅内に立入る際や救助活動により住宅等に一部に破損が生じた場合、その修復は自己負担とし、相手方に責任を問いません。
- 3 設置を受けた緊急通報装置一式は播磨町から貸し出されている物であり、壊さないように丁寧に取り扱い、これを他人に譲る、売る、貸すなど、他の目的には使用しません。
- 4 設置を受けた緊急通報装置一式の一部又は全部を破損し、又は紛失したときは直ちに町に申し出た上、責任をもって復元します。また、修復費用や弁済費用が発生した場合、責任をもって支払います。
- 5 緊急通報装置一式を設置する際、必要な箇所（壁や天井）に穴があく場合があり、その修復については、相手方に責任を負いません。
- 6 次のいずれかに該当するときは、町に速やかに届け出ます。
  - ①事業を利用する必要がなくなったとき。
  - ②申請内容に変更があったとき。
  - ③電話回線の種別変更、利用状況を変更したとき。
- 7 NTTの一般加入電話回線（アナログ回線）以外を利用する場合に発生する可能性がある以下の不具合に起因するいかなる苦情や損害賠償責任について、一切申し立てません。
  - ①緊急ボタンや相談ボタンが起動しない
  - ②保守通電（停電・バッテリー切れ・復電通報等）が実施されない
  - ③インターネットの接続スピードが落ちる、電話の音声に雑音が入る等の電話回線による障害が生じるといった不具合により、通常のサービスが提供されない

年 月 日

(利用者) 住所 播磨町

氏名

印

※世帯で利用の場合は、連名で記入してください。